

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年11月1日（平成29年（行情）諮問第429号）

答申日：平成30年6月11日（平成30年度（行情）答申第99号）

事件名：登録医師特定個人に関する医師情報（精神保健指定医登録No.等）  
の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年8月31日付け厚生労働省発障0831第3号により行った3件の各不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるといふものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

###### ア 趣旨

厚生労働大臣が下した不開示決定処分に不服があるため、不開示とした特定医師に付随する精神保健指定医の情報公開を要求する。

###### イ 理由

（ア）厚生労働大臣公印が模造若しくは模倣された印影が使用されていること。

（イ）開示請求料金を支払っている事。

（ウ）その他の理由

以下に、行政不服審査法6条の規定より、不開示決定処分に対し、aからfの異議を申し立てる。また、本件である特定医師についての医師情報の開示請求内容と不開示請求決定（原文ママ）とした理由内容（管理番号文書内容）、また、情報開示請求者氏名に取り違えがないように気をつけること。

a 厚生労働省情報開示請求受付番号開1717号特定医師に関する

る精神保健指定医研修受講日の情報開示請求を不開示決定処分とされた理由内容が、「その存否を答えることは、特定個人が精神保健指定医研修を受講した事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせることとなり、本件存否情報は法5条1号の特定の個人を識別することができる情報に該当するため、法8条の規定により本件開示請求を拒否した。」である。

上記不開示処分理由内容に関し、以下に異議を申し立てる。

精神保健指定医研修受講日の日付によって個人は特定できない、又、医師情報は開示情報であるため法8条の適用は認められていない。医師情報の不開示情報とは平成14年以降に適応された医師試験合格者氏名発表である。本件は、特定している医師に付随する情報公開請求であり、既に収入印紙により開示請求料金を支払っている。不開示情報であると法によって決定されている情報であれば開示料金を追加請求する理由もなく、はじめから情報開示請求手続きはできない。また、本件は、情報の存否確認請求や日付数字によって個人を特定する情報公開を求めている。よって、ここに厚生労働大臣の法解釈の誤りを指摘し、受付番号開1717号に対する不開示処分に対し、異議を申し立てる。

- b 厚生労働省情報開示請求受付番号開1717-2号特定医師に関する精神保健指定医研修（更新）受講日の情報開示請求を不開示決定処分とされた理由内容が、「その存否を答えることは、特定個人が精神保健指定医研修を受講した事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせることとなり、本件存否情報は法5条1号の特定の個人を識別することができる情報に該当するため、法8条の規定により本件開示請求を拒否した。」である。

上記不開示処分理由内容に関し、以下に異議を申し立てる。

精神保健指定医研修（更新）受講日の日付によって個人は特定できない、又、医師情報は開示情報であるため法8条の適用は認められていない。医師情報の不開示情報とは平成14年以降に適応された医師試験合格者氏名発表である。本件は、特定している医師に付随する情報公開請求であり、既に収入印紙により開示請求料金を支払っている。不開示情報であることが法によって決定されている情報であれば開示料金を追加請求する理由もなく、はじめから情報開示請求手続きはできない。また、本件は、情報の存否確認請求や日付数字によって個人を特定する情報公開を求めている。よって、ここに厚生労働大臣の法

解釈の誤りを指摘し、受付番号開1717-2号に対する不開示処分に対し、意異議（原文ママ）を申し立てる。

- c 厚生労働省情報開示請求受付番号開1717-3号特定医師に関する精神保健指定医登録No.とその登録日の情報開示請求を不開示決定処分とされた理由が、「その存否を答えることは、特定個人が精神保健指定医研修を受講した事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせることとなり、本件存否情報は法5条1号の特定の個人を識別することができる情報に該当するため、法8条の規定により本件開示請求を拒否した。」である。

上記不開示処分理由内容に関し、以下に異議を申し立てる。

本件は、特定している医師に付随する情報公開請求であり、既に収入印紙により開示請求料金を支払っている。不開示情報であると法によって決定されている情報であれば開示料金を追加請求する理由もなく、はじめから情報開示請求手続きはできない。

また、本件は、情報の存否確認請求や日付数字によって個人を特定する情報公開を求めている。よって、ここに厚生労働大臣の法解釈の誤りを指摘し、受付番号開1717-3号に対する不開示処分に対し、異議を申し立てる。

- d \*以下の教示は、「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律68号）2条の規定より…以下記載しない」と当該処分庁より、本件処分に対しての不服について教示されているが、行政不服審査法についての法解釈の誤り（記載を拒否する）及び、行政事件訴訟法において国を被告とした訴訟に代表者を法務大臣とされていることについて、本件の情報公開請求の処分庁は厚生労働省であり、その処分に対する採決（原文ママ）取り消し訴訟については、国の利害に及ばない。それ故、法務大臣を訴訟代表者として教示することは誤りであると厚生労働大臣に対し指摘する。

- e 不開示決定通知書厚生労働省発障0831第3号について、情報開示請求されている内容が異なる（受付番号開1717号、開1717-2号、開1717-3号については区別されている）にもかかわらず、同じ文書管理番号であることに疑問を呈する。何故ならば情報開示請求文書受付番号（開1717号、開1717-2号、開1717-3号）が区別され異なり、開示請求料金も個別で予納しているため、付随する通知書も同様に区別されるべきであるからである。本件において、不開示決定通知書は受付番号開1717号、開1717-2号、開1717-3号については区別された通知書が作成されているが、管理番号は同一の管理

番号厚生労働省発障0831第3号で記載されているため，受付番号開1717号，開1717-2号，開1717-3号と区別し，請求料金を予納している以上，厚生労働省発障〇〇〇号について管理番号も同様に区別されるべきであろう。

f 公印について模倣・模造したと思われる印影を使用している。直ちに，是正要求する。

以上，aからf項目をもって，厚生労働大臣の不開示決定処分に対し，異議を申したてる。

## (2) 意見書

ア 本件について，個人情報保護法にある不開示情報とされる2条定義にある当該番号情報から当該個人を識別する情報公開ではないこと。本件は，すでに特定されている及び公開されている個人情報の詳細請求であること。（医業を生業とする個人の情報を，法規及び厚生労働大臣によって公開が認められている情報については医療法等を参考にするとよろしい。）

イ 医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会の声明を添付する。（写し）（No. 1）

ウ 特定団体A会長特定個人X氏の声明を添付する。（写し）（No. 2）

エ 特定団体B会長特定個人Y氏の声明を添付する。（写し）（No. 3）

オ 特定団体C理事長特定個人Z氏の声明を添付する。（写し）（No. 4）

カ 本件情報開示請求文書の写しを添付する。（No. 5）

キ 厚生労働省発医政1215第3号平成29年12月15日付け情報公開・個人情報保護審査会への諮問通知書の写しを添付する。（No. 6）

ク 情個審第4023号平成29年12月25日通知書の写しを添付する。（No. 7）

※ No. 1ないしNo. 7 省略

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人は，平成29年7月31日付けで処分庁に対して，法3条の規定に基づき，本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，審査請求人はこれを不服として，平成29年9月19日付け（同月21日受付）で本件審査請求を提起したものである。

### 2 諮問庁としての考え方

本件対象行政文書は、その存否を答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づきその存否を明らかにせず不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

### 3 理由

#### (1) 指定医研修（新規）について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）18条1項に規定する精神保健指定医（以下「指定医」という。）は、同条の規定に基づき、患者本人の同意に基づかない入院である措置入院及び医療保護入院時の判定並びに一定の行動制限の判定等の職務を行うため、その申請に基づき、一定の精神科実務経験を有し、所定の研修（以下「指定医研修（新規）」という。）を修了した医師のうちから、厚生労働大臣が指定することとされており、指定医研修（新規）の課程を修了していることは、指定医の指定要件の一つである。

#### (2) 指定医研修（更新）について

指定医は、精神医学の進歩や精神障害者の人権擁護に関する制度の変化、精神保健福祉・精神科医療を取り巻く状況の変化に対応して、常時求められている適正かつ十分な精神科医療の知識と患者の人権に対する配慮を十分に備えていることが必要であることから、精神保健福祉法19条1項の規定により、指定医には指定後5年度ごとの研修（以下「指定医研修（更新）」という。）の受講が義務づけられている。

なお、指定医研修（更新）を受けべき年度においてこれを受けなかった指定医が、受講延期の承認も得ていない場合においては、その指定は、当該年度の3月31日の経過によって、精神保健福祉法19条2項の規定により自動的に失効する。

#### (3) 指定医番号について

厚生労働大臣が指定医に指定した際に、各指定医に付番される番号であり、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年5月23日政令第155号）2条の2の2の規定に基づき、指定医の指定を受けた者に、住所地の都道府県知事を経由して交付する指定医証に当該番号が記載される。

#### (4) 不開示情報該当性について

ア 審査請求人は、特定個人の氏名を名指しして、本件対象文書の開示を求めている。このため、本件対象文書は、その存否を答えると、特定個人が指定医である又は指定医であったという事実の有無（以下「本件存否情報1」という。）が明らかになる。

イ 本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1号本文に掲げる不開示情報に該当する。

また、本件存否情報は、これを公にする法令の規定又は慣行があるものではないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存在しない。

以上より、本件対象文書は、その存否を答えるだけで法5条1号に掲げる不開示情報を開示するものであることから、法8条の規定に基づき開示請求を拒否した原処分は妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考  
える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年11月1日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成30年1月15日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年3月22日    | 審議            |
| ⑤ 同年6月7日     | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えることは法5条1号に規定する不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する各決定（原処分）を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

##### 2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（4））において、以下のとおり説明する。

ア 審査請求人は、特定個人の氏名を名指しして、本件対象文書の開示を求めている。このため、本件対象文書は、その存否を答えると、特定個人が指定医である又は指定医であったという事実の有無（本件存否情報1）が明らかになる。

イ 本件存否情報1は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1号本文に掲げる不開示情報に該当する。

また、本件存否情報1は、これを公にする法令の規定又は慣行があるものではないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存在しない。

以上より、本件対象文書は、その存否を答えるだけで法5条1号に掲げる不開示情報を開示するものであることから、法8条の規定に基づき開示請求を拒否した原処分は妥当である。

(2) 当審査会事務局職員をして、本件存否情報について、更に説明を求めさせたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 指定医の氏名は公表されておらず、一般の人が指定医であるか否かを確認することはできない。また、精神保健福祉法上、公開に関する規定はない。例外として、医道審議会医師分科会精神保健指定医資格審査部会において、指定医の不正を認め、指定の取消しを行うことが妥当との意見が出され、これにより厚生労働大臣が指定の取消しを決定した場合は、氏名、住所、年齢、指定した年月日等を公表している。

精神保健福祉法上の業務を行う際、患者に対し指定医であることを明らかにしなければならないという義務はないが、指定医業務によっては、患者側が書面にて確認できる機会がある。例えば、患者本人宛ての「身体的拘束を行うに当たってのお知らせ」様式には、精神保健指定医の氏名を記載する欄があるが、これは患者又はその近親者のみが知り得る情報である。

イ 一般的に、診療所又は病院等では、診療担当医が指定医であるか否かは明示することとされていないが、独自にウェブサイト等で明示している医療機関もある。特定医師の勤務先である医療機関のウェブサイトでは、特定医師が指定医である旨の記載は確認できない。

(3) 以上を踏まえ、検討する。

ア 特定医師にかかる別紙の1の医師情報が記載された文書について

当該文書は、新たに指定医の指定を受けるに当たって必要な研修を受けた日付が記載された文書である。

精神保健指定医の指定要件の1つとして、精神保健福祉法18条1項4号に、「厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（申請前1年以内に行われたものに限る。）を修了していること」が定められており、当該文書の存否を公にすると、特定医師が、精神保健指定医の指定要件の1つである指定医研修（新規）を修了しているという事実の有無（以下「本件存否情報2」という。）が明らかになる。

イ 特定医師にかかる別紙の2の医師情報が記載された文書について

当該文書は、指定医の指定を受けた者の指定後の更新のために研修を受けた日付が記載された文書である。

精神保健福祉法 19 条 1 項の規定により、指定医には指定後 5 年度ごとに指定医研修（更新）の受講が義務づけられている。

したがって、当該文書の存否を答えると、特定医師が精神保健指定医の指定を受けて 5 年以上経過し、その後更新を行った事実の有無（以下「本件存否情報 3」という。）が明らかとなる。

ウ 特定医師にかかる別紙の 3 の医師情報が記載された文書について

当該文書は、指定医の指定を受けた者の登録 No. 及び登録日が記載された文書である。

当該文書の存否を答えることは特定医師が指定医である又は指定医であったという事実の有無（本件存否情報 1）が明らかとなる。

エ そうすると、本件開示請求は、特定の個人を名指しした上で精神保健指定医登録 No. 等医師情報の開示を求めるものであるから、本件存否情報 1 ないし 3 は、それぞれ法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められ、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(4) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法 5 条 1 号の不開示情報を開示することとなるため、法 8 条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法 5 条 1 号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別紙

登録医師特定個人に関する以下の医師情報が記載された文書

1. 精神保健指定医（新規）受講日
2. 精神保健指定医（更新）受講日
3. 精神保健指定医登録No. と登録日